

5 特定化学物質等管理書の作成（変更）提出

条例第69条に基づき、特定化学物質等取扱事業者のうち、特定化学物質等を取り扱う1事業所において従業員数が21人以上の事業所（特定事業所）を有する事業者（特定事業者）は、特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を記載した管理書を作成し、提出しなければなりません。管理書は周辺住民への説明や対話（リスクコミュニケーション）に活用できるようわかりやすく作成してください。

なお、令和5年4月1日の「化管法施行令の一部を改正する省令」の施行に伴い、特定化学物質が改正されています。これによって、新たに対象事業者になった場合や提出済みの管理書の中で対象物質が追加・変更になった場合も特定化学物質等管理書の作成（変更）が必要となります。

特定事業者は特定化学物質等管理書作成（変更）提出書（条例様式第47）を**特定事業所ごとに**作成し、提出してください。

提出対象者：特定事業者（条例の特定化学物質取扱量届出の対象事業者であって、常時使用する従業員の数が21人以上の特定事業所を有する事業者）

提出期限：特定事業者に該当した日から6か月以内
変更の場合 変更後速やかに

提出先：所管の東三河総局・県民事務所（電子申請・届出システムの利用も可能）又は中核市（豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市）

提出部数：1部

（1）対象とする化学物質

条例の特定化学物質取扱量の届出が必要な特定化学物質が対象となります。

その他、取り扱う化学物質の性状、取扱量等を考慮して、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて自主的に選定した化学物質も対象となります。

（2）提出の対象者＝特定事業者

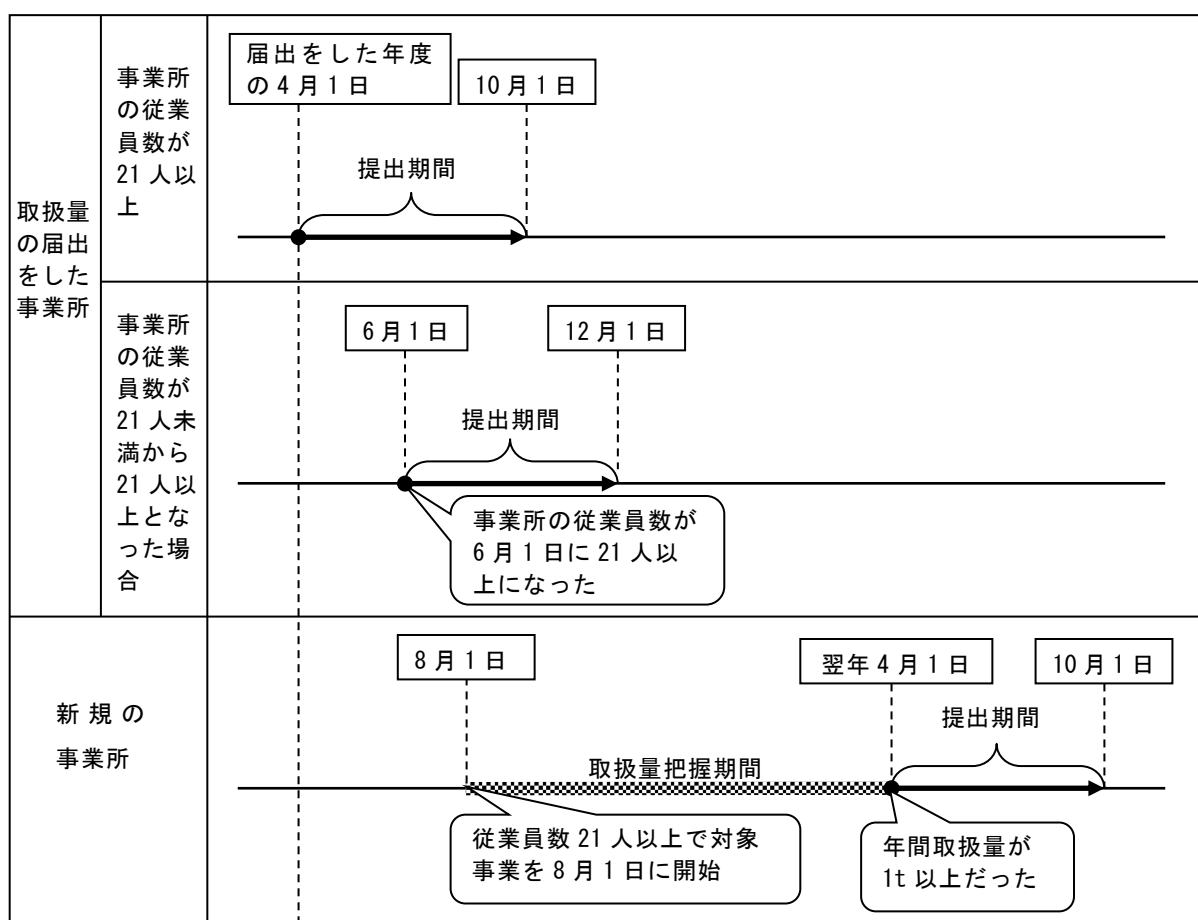
「特定事業者」が対象となります。特定化学物質取扱量届出の対象者が特定化学物質等取扱事業者であり、このうち、特定化学物質等を取り扱う1事業所において、常時使用する従業員数が21人以上となる事業所が「特定事業所」に該当します。「特定事業所」を有する事業者が特定事業者であり、管理書の提出が必要です。取扱量等の把握の場合は届出前年度の4月1日時点で従業員数を判断しましたが、管理書作成の場合の「常時使用する従業員数」は、21人以上になった時点で判断し、便宜上、毎月1日の時点での従業員数で判断します。常時使用する従業員数は、期間を定めずに使用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて使用されている人、又は前月及び前々月にそれぞれ18日以上使用されている人をいい、嘱託、パート、アルバイトも含まれます。

(3) 提出の時期

特定事業所に該当することとなった日から6か月以内に管理書を提出しなければなりません。

特定事業所への該当の有無は事業所の従業員数と特定化学物質の取扱量とで判断します。特定化学物質の取扱量の把握は4月1日～3月31日であり、取扱量により対象業者になるかならないかの判断は4月1日現在で行います。ただし、年度途中で事業を開始した場合には事業開始日が起点になり、その時点から年度末までの取扱量を年間取扱量として判断します。このことから取扱量により管理書提出義務が確定するのは取扱量の届出と同様に取扱量把握の翌年度である4月1日となります。

管理書提出の時期



(4) 管理書の変更

提出済みの管理書の以下の内容を変更した場合は、速やかに変更内容を反映した管理書を提出してください。

- ア 管理方針及び管理計画（例：管理方針及び管理計画の内容変更）
- イ 取り扱う化学物質の名称（例：管理対象化学物質の追加・削除）
- ウ 取扱施設における管理方法（例：管理方法の変更）
- エ 管理組織（例：指示系統の変更、管理責任者等の職務の変更）
- オ 事故の予防及び事故発生時の措置（例：事故時の連絡体制の変更）

(5) 管理書作成(変更)提出書の記入方法

特定化学物質取扱量届出書と同じように記入します。

ア 特定事業所ごとに作成します。

イ 宛先 所管の東三河総局長・県民事務所長又は中核市の市長宛て

ウ 提出者

- ・ 事業者(株式会社等)の登記簿の住所、代表者の氏名を記入してください。
- ・ 工場長名等で提出する場合は工場長名等を併記し、委任状を添付してください。

エ 事業所の名称、所在地、従業員数、業種等

管理書作成の対象となった特定事業所について記入してください。従業員数は事業者(会社等)全体の従業員数でなく、特定事業所のみ的人数です。

オ 変更の概要

変更の場合だけ、変更部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させて記入してください。

カ 連絡先

連絡先の電話番号を必ず、記入してください。メールアドレスがある場合は記入してください。

(6) 管理書の作成方法

管理書の様式は定まっていません。23ページに作成例を示しますが、あくまでも作成例なので、事業所の実情に合った管理書を作成してください。

ア 管理書に記載する内容

管理書は、管理指針に定められた事項を参考に次の(ア)から(オ)について作成します。

(ア) 管理方針及び管理計画

管理方針は事業所としての化学物質の適正管理を推進するための基本方針を記載します。事業所における化学物質の管理方針を作成することが目的ですが、事業者全体の基本方針でもかまいません。

管理計画は管理方針に従って設定した具体的な削減等の目標、対策、達成時期を記載し、具体的な数値目標を記載する場合は、削減等の目標物質ごとに取扱量か排出量か、事業所全体か、部門等かを明らかにしてください。

(イ) 化学物質の名称

管理対象としている特定化学物質の名称及び化管法の管理番号を記載します。別名がある場合は別名で記載してください。

(ウ) 取扱施設における管理方法

管理対象とした化学物質を製造、使用及び貯蔵する過程において取り扱う施設における管理の方法について記載します。化学物質の取扱工程がわかるフローシートを記載してください。

管理指針の次の内容について記載します。

管理指針 2 (4) 排出防止対策

- ア 取扱施設の適正な保守管理
- イ 取扱施設からの排出抑制措置
- ウ 代替物質への転換の検討

排出抑制措置の例

- (ア) 流出、飛散及び地下浸透防止措置
 - 脱脂工程、洗浄工程：脱脂槽へのふたの設置、洗浄装置の密閉化
 - 塗装工程：塗装スプレーの改良等
 - 排ガス処理装置の設置（直接燃焼法、「触媒燃焼法」、「吸着法」、「低温凝縮法」など）
 - ドライクリーニング：排ガス吸着装置
 - メッキ工程：排ガス処理装置等の設置
- (イ) 敷地外への流出防止措置
 - 敷地周囲への側溝・油水分離槽の設置
 - 取扱施設周囲への防液堤の設置
- (ウ) 廃棄物の排出抑制及び必要に応じた処理施設の設置
 - 廃棄物に含まれる化学物質の毒性、性状等を考慮し、分別、回収、再利用を行い、必要に応じて、廃棄物の減量化、無害化、最終処理のための処理施設を設置する。
- (エ) 取扱工程及び取扱施設の見直し並びに代替技術の導入
 - 化学物質の環境への排出を低減するため、取扱工程及び取扱施設の見直しによる合理化や代替技術の導入を積極的に進める。
 - プラスチック製品製造業：クラフト粘着テープ製造のホットメルト化による有機溶剤使用廃止
- (オ) 回収及び再利用施設の設置
 - ドライクリーニング業：排ガス吸着装置
 - 金属機械製造業：有機溶剤の回収設備設置

代替物質への転換例

- 金属機械製造業：水系洗浄剤への転換
シンナー主成分のトルエン、キシレンを代替物質へ転換
- 塗装業：水系塗料、ハイソリッド型塗料、無溶剤形塗料、粉体塗料の使用等
- 電気機械器具製造業：ハンダの鉛フリー化
DCモーター接点材料のカドミウムフリー化

(エ) 管理組織

管理指針に従って組織した管理組織について記載します。管理責任者及び担当者、組織図、教育・訓練について記載してください。

管理指針 2 (5) 管理組織

- ア 管理責任者及び担当者の選任
- イ 管理責任者及び担当者の役割
- ウ 教育及び訓練

(オ) 事故の予防及び事故発生時の措置

管理指針に従い、事故の予防及び事故発生時の措置について記載してください。

管理指針 3

(1) 事故予防対策

- ア 取扱化学物質の危険性の周知
- イ 取扱施設の保守管理
- ウ 取扱施設の整備及び改良
- エ 連絡体制の整備
- オ 避難体制の整備
- カ 応急措置体制の整備
- キ 事故対応マニュアルの作成
- ク 訓練の実施

(2) 事故発生時の措置

- ア 被災状況の確認及び人命救助
- イ 事故発生時の応急措置及び通報
- ウ 周辺住民への連絡
- エ 流出防止等の措置

イ ISO14001 環境管理システムなどにより、管理指針に従った化学物質管理を行っており、環境管理システムの化学物質管理規定類等を管理書とする場合は化学物質管理規定類等の化学物質管理内容のわかる書類の写し及び認定証の写しを添付してください。

化学物質に関するリスクコミュニケーションとは？

化学物質に関わる利害関係者が相互の信頼性と理解のレベルを向上させるために、化学物質を取り扱うことによるリスクやその対策について、相互に情報や意見を交換し合うこと。

意義

- ・事業者と地域社会とのつながりができる。
- ・互いの理解が深まる。
- ・化学物質管理への取組や認識が互いに深まる。

事業者におけるコミュニケーションの一般的な進め方

- ・化学物質管理体制の整備
- ・化学物質の排出に伴う環境影響の検討
- ・化学物質管理等に関する情報の公開
- ・化学物質等に関する意見交換

事業者

円滑なコミュニケーション

県民

参加
協力
情報収集
意見
理解

行政

- ・事業者、県民が化学物質に関して相談できる人材や窓口の確保
- ・事業者における専門の人材養成支援
- ・県民の化学物質に関する理解度増進策
- ・幅広い化学物資情報の発信
- ・化学物質に関するコミュニケーション実施に向けた事業者への助言

(7) 管理書作成(変更)提出書の記入例

様式第47(第78条関係)

特定化学物質等管理書作成(変更)提出書
××年××月××日

〇〇県民事務所長 殿

住所 愛知県名古屋市中区三の丸1-2
郵便番号 460-0000
提出者氏名 〇〇株式会社
代表取締役 愛知太郎
代理人 〒000-0000
〇〇市〇〇町△丁目1番地
愛知第2工場長 〇〇〇〇工場長
(名称及び代表者の氏名)

日付は提出日、郵送の場合は投函日

本社の住所、代表者名で提出してください。工場長名で提出する場合は工場長名等を併記し、委任状を添付してください。

個別郵便番号でなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

県民の生活環境の保全等に関する条例第69条第2項の規定により、特定化学物質等管理書を作成(変更)したので、次のとおり提出します。

事業所の名称	愛知第2工場	会社全体の従業員数でなく、事業所(愛知第2工場)だけの人数。
事業所の所在地	〒462-0000 愛知県〇〇市〇〇町△丁目1番地	
事業所において常時使用される従業員の数	50人	
主たる業種	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
	輸送用機械器具製造業	3100 ←
	金属製品製造業	2800
	自動車整備業	7700
	燃料小売業	5930
特定化学物質等管理書	別添のとおり。	
変更の概要	← 変更の場合に記入します。	
※受付欄		
連絡先	所属	愛知第2工場 環境管理部管理課 ←
	氏名	化学 管太郎
	電話番号	△△△△-△△-△△11
	ファクシミリ番号	△△△△-△△-△△12
	メールアドレス	Kantarou_kagaku@oo.co.jp
提出後に問い合わせをさせていただくことがありますので必ず記入してください。		

- 備考 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(8) 管理書作成例

これは作成例なので、これを参考にそれぞれの事業所の
実情に合った管理書を作成してください。

特定化学物質等管理書

〇〇年〇〇月〇〇日作成

1 管理方針及び管理計画

事業所（工場）内では取り扱う化学物質については、次に定める管理方針及び管理計画に従い対策を実行し、目標を達成する。

(1) 管理方針

- ア 有害な化学物質は出来るだけ使用せず、排出量、使用量の削減に努める。
- イ 情報開示を進め、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進する。
- ウ 化学物質の漏出防止を徹底し、事故の未然防止に努める。

(2) 管理計画

ア 化学物質の削減目標及び対策

化学物質	鉛及びその化合物	塩化メチレン	トルエン キシレン
目 標	鉛を含む資材を全廃する。	〇〇年度比取扱量を事業所全体で4割削減する。	〇〇年度比排出量を事業所全体で1割削減する。
目標達成時期	〇〇年度末	〇〇年度末	〇〇年度末
対 策	鉛を含まない塗料に切り替える。	ガス回収装置を設置する。	塗装工程の排ガス処理施設の除去率を60%から80%に向上させる。

イ 化学物質管理システムの構築とリスクコミュニケーションの推進

化学物質管理システム	〇〇年度末までにコンピューターによる管理システムを構築する。
情報開示とリスクコミュニケーション	〇〇年度末までに、リスクコミュニケーション社内マニュアルを作成する。

ウ 化学物質の漏出防止の徹底

事故の発生0を目標に、化学物質取扱マニュアルによる管理を徹底する。

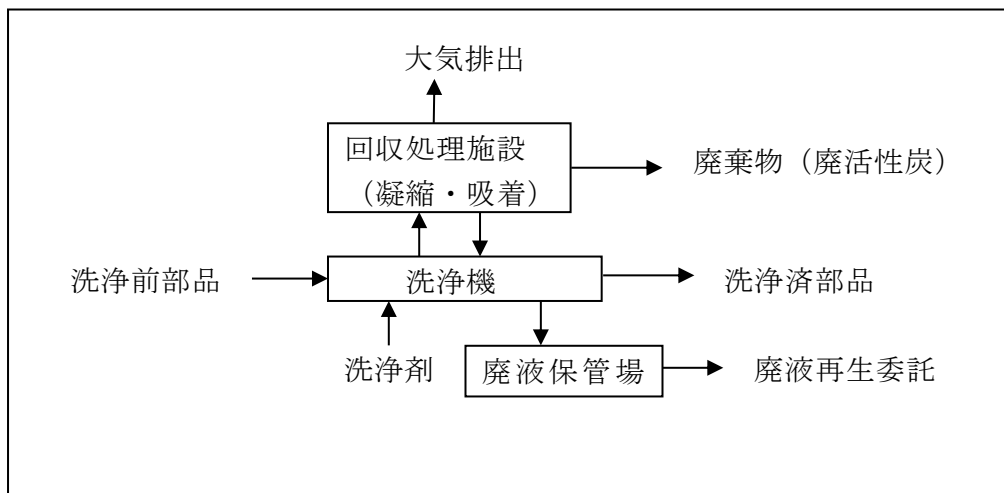
2 管理対象化学物質

特定化学物質の名称	塩化メチレン	鉛及びその化合物	トルエン	キシレン
化管法管理番号	186	697	300	80
使用目的	洗浄剤	塗料	塗装用溶剤	塗装用溶剤
取扱工程	①部品洗浄工程	②塗装工程		
取扱施設	部品洗浄機(2基)	塗装ブース(3基)		

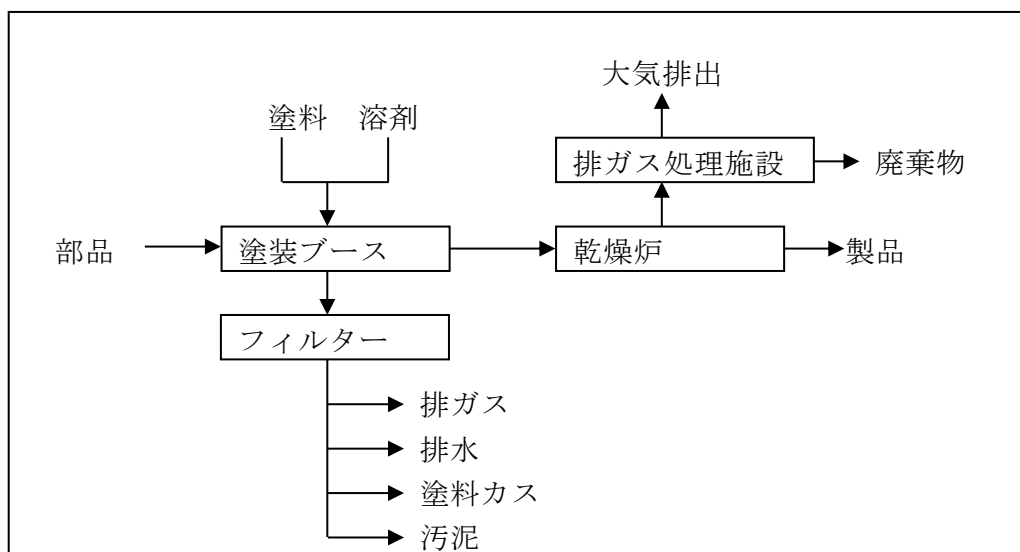
3 取扱施設における管理方法

(1) 取扱工程フローシート

①部品洗浄工程



②塗装工程



(2) 取扱施設の適正管理

ア 取扱施設の保守管理

(ア) 化学物質の取扱施設の定期点検は点検リストに従って実施し、点検記録簿に記載する。

- ① 毎日の運転状況の確認により、異常の有無を確認
- ② 1か月に1回、取扱施設機器の緩み、漏れ、亀裂、腐食等を点検
- ③ 6か月に1回、処理効率の確認、運転条件の見直し等を実施

(イ) 化学物質管理担当者は点検結果に基づき、遅滞なく施設の修理及び改良を実施

イ 取扱施設からの排出抑制措置

(ア) 流出、飛散及び地下浸透防止措置

- ① 取扱施設は工場内（床面コンクリート・モルタル張り）に設置し、流出液貯留槽を設置
- ② 化学物質取扱マニュアルに従い管理

化学物質取扱マニュアルの内容

- a 購入（化学物質の登録、購入量、在庫量の管理方法）
- b 貯蔵（貯蔵量の限度、貯蔵場所及び方法）
- c 表示（貯蔵場所に注意事項等の表示）
- d 取扱（取扱方法及び設備、取扱上の注意事項、取扱量の管理方法）
- e 廃棄（廃棄物の保管及び処理方法）

(イ) 敷地外への流出防止措置

敷地周囲に側溝を設置し、沈殿分離槽を通じて排出

(ウ) 廃棄物の排出抑制及び必要に応じた処理施設の設置

洗浄液の更新頻度を見直し、廃棄物量を抑制

廃液は再生事業者へ委託し、再利用

(エ) 取扱工程及び取扱施設の見直し並びに代替技術の導入

有機塩素系洗浄機を廃止し、アルカリ洗浄施設等への転換を推進

塗装工程を改善し、有機溶剤使用量を削減

(オ) 回収及び再利用施設の設置

洗浄機にガス回収装置（冷却凝集・吸着）を設置し、使用量削減及び排出量を削減

ウ 代替化学物質への転換の検討

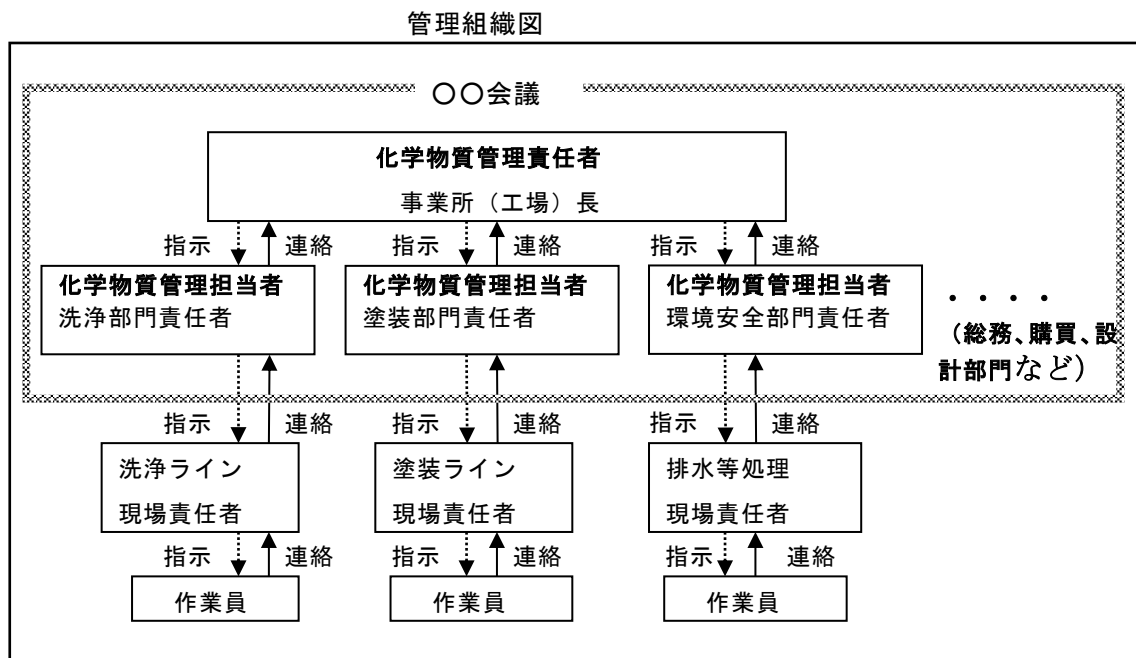
社内検討委員会において検討を進め、以下の代替化学物質への転換を進める。

- ① 鉛を含む塗料から鉛を含まない塗料へ転換
- ② 有機塩素系洗浄剤からアルカリ洗浄剤へ転換
- ③ 有機溶剤系塗料から水系塗料、ハイソリッド塗料へ転換

4 管理組織

(1) 化学物質管理組織の整備

△△事業所（工場）の化学物質管理体制は、下図のとおりとする。



(2) 化学物質管理責任者等の職務

ア 化学物質管理責任者の職務

- ① 化学物質の管理方針及び管理計画の作成
- ② 管理組織に係る職務分担の決定
- ③ 化学物質取扱マニュアルの作成
- ④ 取扱工程及び取扱施設の見直しによる化学物質の排出抑制の検討
- ⑤ 代替化学物質への転換の検討
- ⑥ 化学物質に関する従業員への教育
- ⑦ 化学物質の管理に係る会議の開催
- ⑧ 事故対応マニュアルの作成
- ⑨ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

イ 化学物質管理担当者の職務

化学物質管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質の適正な管理に努める。

(3) 教育及び訓練

ア 化学物質を取り扱う従業員への教育・訓練内容

- ① 取り扱う化学物質に関する安全データシート（SDS）などの情報内容
- ② 化学物質の適正な管理に関する知識、技能及び安全管理
- ③ 化学物質の適正な取扱いに関する訓練

イ 年間実施計画

- ① 毎年度4月に講習会及び現場実地訓練を実施
- ② 年度途中で人員交替があった場合は新たに配置された者に対し、随時、講習会及び訓練を実施

事故の予防及び事故発生時の措置は化学物質取扱施設及び取り扱う化学物質により異なりますので、事業所の実情に合った具体的な対応措置を記載してください。

5 事故の予防及び事故発生時の措置

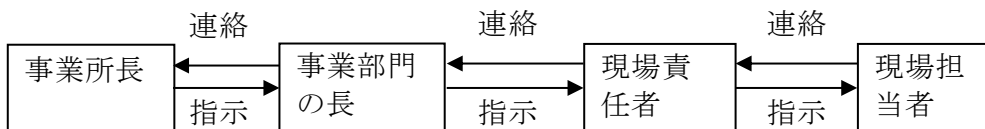
(1) 事故予防対策

ア 事故予防対策の内容

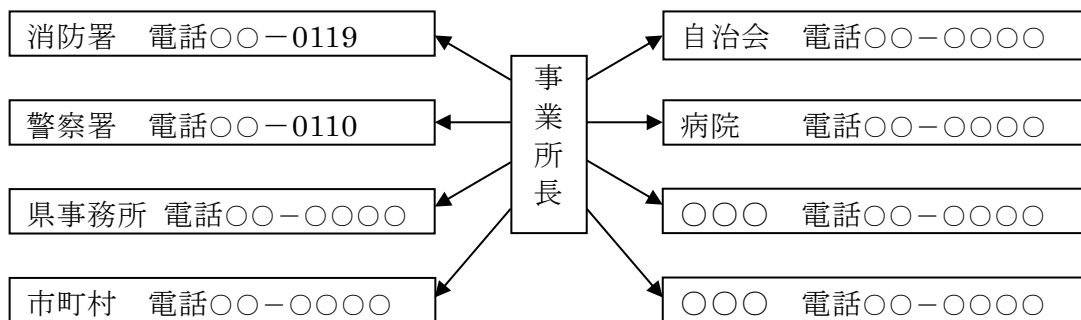
- ① 事故対応マニュアルの作成
- ② 取扱化学物質に関する危険性を周知するための表示を取扱施設に掲示
- ③ バルブ類の誤動作防止のための表示
- ④ 年4回事故防止のための定期点検の実施
- ⑤ 転倒防止装置を設置するなど、耐震性の強化
- ⑥ 取扱施設へオーバーフロー防止のための警報装置の設置

イ 連絡体制

① 事業所（工場）内連絡体制



② 社外連絡体制



ウ 避難体制の整備

- ① 避難場所は事業所内の駐車場とし、避難経路は風向きなどを考慮して判断し、現場責任者が指示する。
- ② 緊急用防災用資機材は現場又は消防防災庫内に保管
整備済み機材：オイルフェンス、オイルマット、消火器、ガス検知器、呼吸保護用具、放水銃、被災者運搬用の担架、簡易測定器

エ 応急措置体制の整備

- ① 事故事例（発生原因、被害）の収集、整理
- ② 非常運転停止装置を設置
- ③ 遮断装置（バルブ）の停止箇所を明示
- ④ 流出した化学物質を回収するための流出防止溝、非常用貯留槽の設置
- ⑤ 浸水を防ぐための土嚢などの準備

オ 防災訓練

想定した事故に対応するため、事業所従業員全員参加の防災訓練を毎年3月、9月に実施

(2) 事故発生時の措置

ア 被災状況の確認及び人命の救助

事故現場の現場責任者は、事故現場及びその周辺の被災状況を確認し、被災者がある場合は、人命救助を優先して、速やかな措置を行う。

イ 事故発生時の応急措置及び通報

- ① 事故発見者は事業所内連絡体制により事故発生を直ちに報告
- ② 非常運転停止装置を作動させ、関連施設を完全に停止するとともに、明示された遮断装置により配管等を全て閉鎖
- ③ 必要に応じ、周辺への影響があると判断したときは速やかに社外連絡体制を通じ、関係機関等に通報

ウ 流出防止等の措置

化学物質が環境中に流出し、影響を及ぼすおそれがあると現場責任者が判断したときは、次の対応措置をとる。

- ① 環境への拡大防止、化学物質の除去等の軽減措置
- ② 環境調査

周辺地域における大気、水質（地下水を含む。）、土壌等への化学物質の拡散状況の調査を速やかに実施する。なお、簡易測定器で測定可能な項目は簡易測定器を使用する。

- ③ 周辺住民及び関係機関への情報提供